

松江市中心市街地対策協議会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 松江市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の実施にあたり、基本計画に掲載する各種事業の円滑な推進を図るために意見、助言を行うこと、及び基本計画の内容を変更する等の必要が生じた場合にあっては、その変更内容等について検討することを目的として、松江市中心市街地対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、意見、助言を中心に必要なことを行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成し、委員は松江市長が委嘱する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 委員に事故あるとき、会の運営上必要であるときは、会長及び松江市長が変更できるものとする。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会の議長は会長をもってあてる。
- 3 団体選任の委員が出席できないときは、その選任団体が指名した代理者が出席することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、松江市都市計画部市街地整備課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

松江市中心市街地対策協議会委員名簿（別表）

氏 名	所 属（役 職）
井ノ上 知子	市民活動関係者
江角 直記	市民公募
小汀 泰久	松江商工会議所 中心市街地活性化委員会 委員長
片寄 洋子	松江市景観審議会委員
久保 里砂子	まちづくりプロデューサー (松江市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー)
作野 広和	島根大学教育学部 准教授
塩野 晴子	市民活動関係者
柴田 久美子	市民活動関係者
清水 隆矢	島根大学 大学生
高橋 一清	社団法人松江観光協会 観光文化プロデューサー
仁田 玲江	白鴻公民館 館長
毎熊 浩一	島根大学法文学部 准教授
真先 正敏	城北公民館 館長
南山 瑞紀	島根大学 大学生

事務局：都市計画部市街地整備課